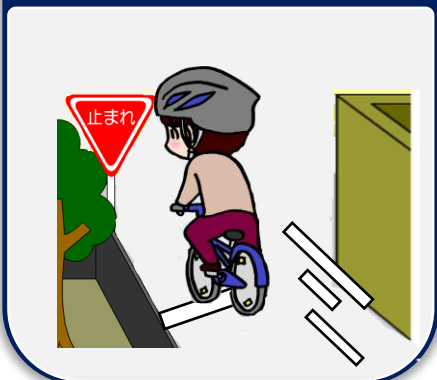


自転車運転者講習の対象となる危険行為

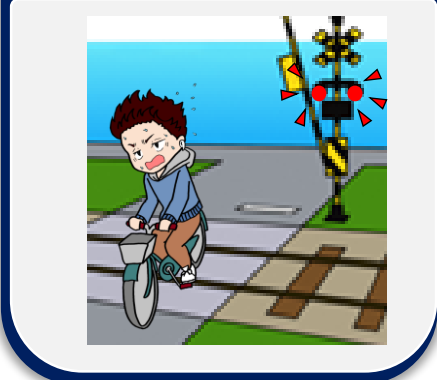
信号無視



指定場所一時不停止等



遮断踏切立入り



歩道通行時の通行方法違反



酒気帯び・酒酔い運転



携帯電話使用等違反 (ながらスマホ)



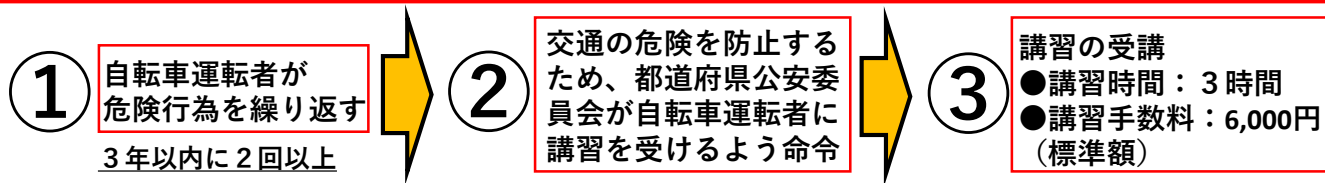
※「酒気帯び」と「携帯電話使用等違反」については令和6年11月1日から追加されました。

その他の危険行為

- 通行禁止違反
- 通行区分違反
- 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- 制動装置(ブレーキ)不良自転車運転
- 歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反)
- 妨害運転(交通の危険のおそれ・著しい交通の危険)
- 交差点安全進行義務違反等
- 環状交差点安全進行義務違反等
- 安全運転義務違反
- 交差点優先車妨害

自転車運転者講習制度のながれ

※受講命令に違反した場合・・・ 5万円以下の罰金



自転車安全利用五則

1. 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用

令和5年4月1日から、自転車運転者に対する乗車用ヘルメット着用が努力義務化されました。ヘルメットは交通事故を起こした際に頭部を保護する重要なものです。ヘルメット着用に努めましょう。



県民の安全と地域の平和を守る。

香川県警察

Kagawa Prefectural Police